

甲賀市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

国家公務員の給与改定に伴い、国の一般職等に準じて市職員の初任給調整手当、通勤手当及び地域手当について所要の改正を行うものです。

2 改正の概要

(1) 甲賀市職員の給与に関する条例の一部改正

① 初任給調整手当

初任給調整手当について、新たに第二種初任給調整手当を設け、給料月額と地域手当の合計額が、在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額を下回る職員には、その差額を支給するとともに、これらに伴う所要の規定の整備を行います。

② 通勤手当

通勤手当について、自動車等使用者に対する支給月額等を規則で定めるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額を支給するとともに、所要の規定の整備を行います。

③ 地域手当

地域手当の算出基礎に管理職手当を含めます。

【条例第 1 条関係】

(2) 甲賀市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

第二種初任給調整手当の新設に伴い、所要の規定の整備を行います。

【条例第 2 条関係】

- (3) 甲賀市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
第二種初任給調整手当の新設に伴い、所要の規定の整備を行います。

【条例第3条関係】

- (4) 付則

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

また、第二種初任給調整手当の新設に伴い、暫定再任用職員についての適用を定める必要があることから、所要の規定の整備を行います。

【付則関係】

### 3 その他

- (1) 当初予算への影響額

① 通勤手当改正 19,800千円

② 地域手当の計算方法改正 4,392千円

合計 24,192千円

- (2) 第二種初任給調整手当

第二種初任給調整手当の支給対象者がいないため、この改正による影響額はありません。